

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 法律の概要

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるもの(※)に必要な財源を確保するため、下記の措置を講じる。

※ 特定業務という。平成25年の法改正により、スポーツ振興投票(toto)の収益の一部を特定業務に充てることとする仕組み等が創設。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

(1) 特定業務に充てる金額の上限の変更

平成28年度から平成35年度までの間、**特定業務に充てる金額(特定金額)の上限**を、スポーツ振興投票の**売上金額の5%から10%に変更**する。(附則第8条の4関係)

(2) 国庫納付する金額の変更

平成28年度から平成35年度までの間、**国庫に納付する金額**を、スポーツ振興投票の**収益の1/3から1/4に変更**する。(附則第8条の4関係)

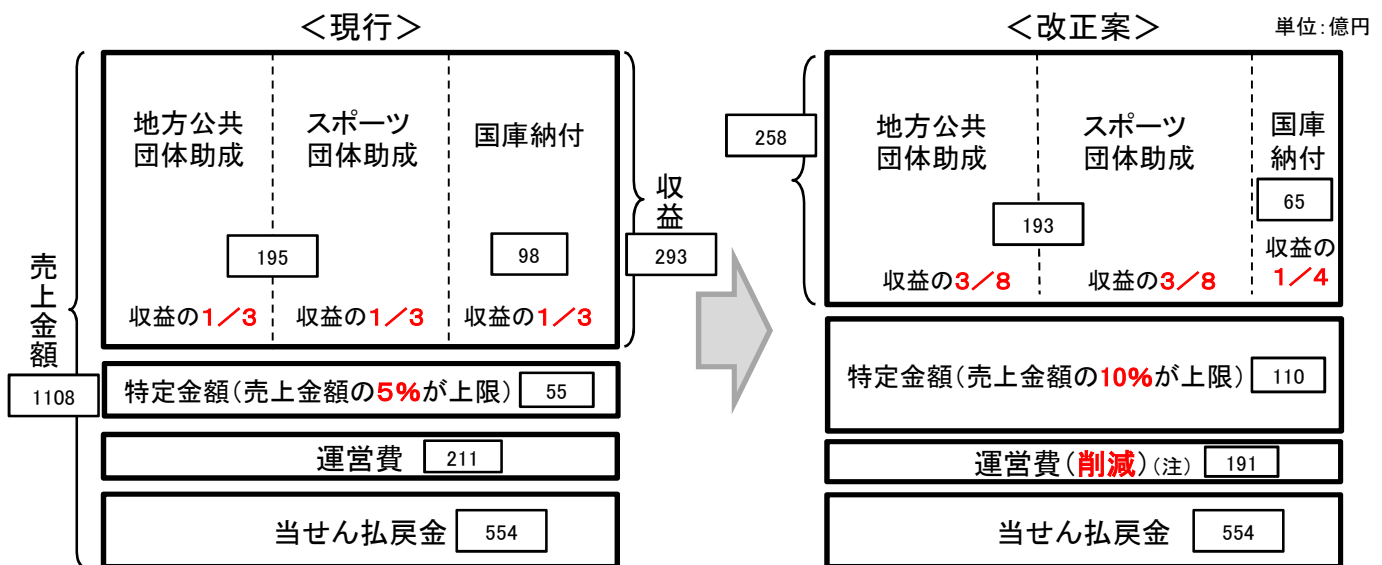
(3) 都道府県の負担制度の創設(附則第8条の10関係)

- ① 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、**施設が存する都道府県が、その1/3以内を負担する**。
- ② 負担する費用の額及び負担の方法は、センターと都道府県が協議して定めることとするとともに、協議が成立しないときは、文部科学大臣が裁定する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成28年度から平成35年度までの間、**地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体への助成に充てる金額**を、スポーツ振興投票の**収益の1/3から3/8に変更**する。(附則第4項関係)

■スポーツ振興投票の売上金の配分



※数値は平成26年度実績に基づくシミュレーション。

※改正法施行後においても、地方公共団体やスポーツ団体に対する助成は、現行とほぼ同水準を維持。

(注)省令事項

2. 施行期日

公布日(平成28年5月13日)